

お申し込み及び出捐口に対するご相談(利用承諾(他の所有者からの借用)や購入)などは、下記の石油組合までお気軽にお問い合わせください。

北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111	滋賀県石油協同組合	077-522-7369
青森県石油商業協同組合	017-722-1400	京都府石油協同組合	075-642-9733
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	大阪府石油協同組合	06-6362-2910
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	奈良県石油協同組合	0742-26-1800
福島県石油業協同組合	024-546-6252	和歌山県石油協同組合	073-431-6251
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	兵庫県石油協同組合	078-321-5611
山形県石油協同組合	023-664-2821	岡山県石油商業協同組合	086-246-2040
新潟県石油業協同組合	025-267-1321	広島県石油販売協同組合	082-261-9431
長野県石油協同組合	026-254-5600	鳥取県石油協同組合	0859-21-1400
群馬県石油協同組合	027-251-1888	島根県石油協同組合	0852-25-4488
栃木県石油協同組合	028-622-0435	山口県石油協同組合	083-973-4400
茨城県石油業協同組合	029-224-2421	徳島県石油事業協同組合	088-622-6406
千葉県石油協同組合	043-246-5225	高知県石油業協同組合	088-831-0439
埼玉県石油業協同組合	049-235-5111	愛媛県石油業協同組合	089-924-3856
東京都石油業協同組合	03-3593-1421	香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665
神奈川県石油業協同組合	045-641-1351	福岡県石油協同組合	092-272-4564
静岡県石油業協同組合	054-282-4337	大分県石油販売協同組合	097-533-0235
山梨県石油協同組合	055-233-5850	佐賀県石油協同組合	0952-22-7337
愛知県石油業協同組合	052-322-1550	長崎県石油協同組合	095-826-4181
三重県石油業協同組合	059-225-5981	熊本県石油販売協同組合	096-285-3355
岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903	宮崎県石油協同組合	0985-24-7775
富山県石油業協同組合	076-429-8811	鹿児島県石油販売業協同組合	099-257-2822
石川県石油販売協同組合	076-256-5330	沖縄県石油業協同組合	098-998-1871
福井県石油業協同組合	0776-34-3151	一般社団法人全国石油協会	03-5251-0460

一般社団法人 **全国石油協会**  
<http://www.sekiyu.or.jp>

## 信用保証制度のご案内

全国石油協会では、揮発油販売業者の皆様が資金調達する際に、金融機関からの借入に対する、債務保証を行っております。資金調達の円滑化や経営基盤の強化を図るために、信用保証制度をぜひご活用ください。



一般社団法人 **全国石油協会**

# 信用保証制度の概要

保証の種類	資金用途	借入限度額	保証金額	保証割合	借入期間	保証料率	保証倍率	対象資金
小口個別事業用 運転資金	運転資金	1 給油所 3,000万円 1 企業 6,000万円	1 給油所 2,850万円 1 企業 5,700万円	95%	5年	年0.8% (0.4%)	100倍	1. 揮発油の仕入及び販売に要する資金 2. 揮発油以外の石油製品の仕入及び販売に要する資金 3. タイヤ・バッテリー、その他給油所で販売する各種部品・用品の仕入及び販売に要する資金 4. 従業員の賃金の支払いに要する資金 5. 設備の改善・構築に付随する運転資金 6. 兼業事業の経営に要する一切の資金
小口個別事業用 設備資金	設備資金	1 給油所 6,000万円 1 企業 10,000万円	1 給油所 5,700万円 1 企業 9,500万円	95%	10年	年0.8% (0.4%)	100倍	1. 石油販売業の継続営業を行うために必要な設備の改善及び構築に要する資金 2. 地下タンクの増強等給油所設備の改善に要する資金 3. 従業員宿舍等従業員の福利厚生施設の設置及び改善に要する資金 4. 兼業事業の経営を行うために必要な設備の改造及び構築に要する一切の資金
セーフティネット 資金	運転資金	1 給油所運営又は揮発油販売業に係る 売上高3億円未満 1 企業 2,500万円	1 企業 2,375万円	95%	5年	年0.6%	100倍	1. 揮発油の仕入及び販売に要する資金 2. 揮発油以外の石油製品の仕入及び販売に要する資金 3. タイヤ・バッテリー、その他給油所で販売する各種部品・用品の仕入及び販売に要する資金 4. 従業員の賃金の支払いに要する資金 5. 設備の改善・構築に付随する運転資金 6. 兼業事業の経営に要する一切の資金
		2~5給油所運営又は揮発油販売業に係る 売上高3億円以上~15億円未満 1 企業 3,500万円	1 企業 3,325万円					
		6~9給油所運営又は揮発油販売業に係る 売上高15億円以上~27億円未満 1 企業 5,000万円	1 企業 4,750万円					
		10給油所以上運営又は揮発油販売業に係る 売上高27億円以上 1 企業 15,000万円	1 企業 14,250万円					
地域エネルギー 供給拠点整備資金 <small>(平成30年3月31日まで)</small>	設備資金	1 企業 3,000万円	1 企業 2,850万円	95%	10年	年0.4%	100倍	地下タンク入換・撤去に要する一切の資金 (廃業による撤去のみは不可)
災害保証措置	運転資金	(出捐者) 1 給油所 500万円 1 企業 1,000万円	(出捐者) 1 給油所 475万円 1 企業 950万円	95%	運転資金 5年	年0.4% (非出捐者) 年0.8%	50倍	特定非常災害又は、激甚災害に指定された災害により、災害救助法の適用を受けた地域に給油所を有し、当該災害により被害を受けた揮発油販売業者を支援
	設備資金	(非出捐者) 1 給油所 250万円 1 企業 400万円	(非出捐者) 1 給油所 237.5万円 1 企業 380万円		設備資金 10年			

\* 設備資金は、調達資金の全額について保証制度が利用できます。但し、補助金の交付を受けた場合には、受領した補助金相当額について、一部繰上償還をして頂くことになります。  
\* 担保の設定が必要となる場合があります。

